

質問第二十七号

盲人の点字投票に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月二十二日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

三七

盲人の点字投票に関する質問主意書

度々の選挙に当り盲人の点字投票は非常に無効投票が多く折角與えられた権利を行使してもその効果が無い事は甚だ遺憾である。

全国的に何れの投票所においても点字器の不良、不完全並びに投票用紙が特別のもので無く紙質の粗惡な一般投票用紙であるため点字が書けない事に起因するものであるがこれに対し如何なる措置を取られる意志ありや、近々総選挙も行われるとすれば至急改善の意志ありや、例えば自己の点字器の携帯を許す意志ありや。

官制ハガキ位の厚みの紙を盲人点字用として交附されざる場合官制ハガキ（入場券等）等にて認めさせる意志ありや。

右書類答弁を求む。